

第15回 天皇制と憲法～象徴天皇制をめぐる憲法学の議論を中心に～

2005.11.8 室蘭・憲法を学ぶ会

奥野恒久（室蘭工業大学・憲法学）

1、戦後国民統合の「装置」としての天皇政策の変容

…国民統合という支配層にとっての最大の課題。天皇制をいかに利用するか？

、前史

明治憲法下：・「統治権総攬者としての天皇制」（明憲4条）／統帥権の独立（明憲11条）／天皇主権（国体）

・神權天皇制（明憲1条）／天皇制の正当性は神の意思（神勅）に由来

、敗戦後の天皇像（1945～52）

「國体護持」、「統治権総攬者としての天皇制」の存続に意欲を示す保守勢力

天皇制に対するマッカーサーの二面的な思い

・国民を強力かつ従順に侵略戦争に動員させる天皇制への脅威

・占領統治に国民を動員するのに天皇制を使えるのではとの期待

天皇の存在ゆえに、日本のスムーズな降伏と軍の解体

権力と権威を分離した象徴天皇制という構想／軍の廃止／政教分離

「統治権総攬者としての天皇制」を断念した保守勢力内の二つの天皇像

a、立憲君主的天皇像…政治的危機にさいし、裁断者・調整者としての役割を天皇に期待／天皇の権威は権力と結び付くことが必要／天皇制の本質は、万世一系の天皇による統治権の総攬／1930年代以降の軍国主義は立憲君主としての天皇制のゆえにではなく、その逸脱の結果

b、象徴天皇的天皇像…天皇を政治的紛争から遠ざけ、社会的な統合の強化、補完として利用／天皇制の本質は、直接政治を担当するのでなく「国民の内にあって」「国民的結合の中心であり国民的精神の生きた象徴である点」であり、明治憲法下の天皇制は例外（津田左右吉）／「国民の皇室」論／平和主義と合致する天皇制

、50年代改憲論と天皇政策（1952～60）

講和条約締結（独立）後の国民統合策としての復古的改憲論

・天皇の「元首」への復帰＝立憲君主的天皇像

・9条改定による軍備保持

軍の最高指揮権を天皇に与える（統帥権独立）か、という難問

・戦前のような軍都の跋扈に対する警戒

・「首相など政治家のために命を捧げろ」と言えない、軍部の現実

・民主主義や平和主義への国民意識の定着への配慮

50年代の中曾根康弘の構想

「押し付け憲法」論の打破／対米自立による「強い日本」の再建

・首相公選制による、民主主義的な国民統合

　国民から直接選ばれた首相からの「赤紙」

・天皇による、非政治的・文化的な国民統合　国民の内部にある／「開かれた皇室」

安保条約改定に対する国民的反対運動の盛り上がり

・反対運動のなか、天皇のアイゼンハワー大統領出迎え計画の断念

　復古的改憲論の後退

、高度経済成長期の天皇（1960～80）

高度経済成長期の新たな国民統合方法

・企業社会統合 - 企業内で競争／企業の繁栄を通じての生活改善

・自民党による利益誘導政治 増大する税収を農村や都市都自営業者層に配分

保守層の主流にハト派的経済重視路線（池田勇人、宮沢喜一）

・改憲政策の断念（解釈改憲）

・立憲君主的天皇構想の終焉

、大国化の目覚めのなかの天皇（1980～90）

中曾根康弘の「戦後政治の総決算」 経済大国化にともなう政治大国化

・国際的役割分担意識についての国民的合意

・世界秩序の安定と国家があつてこそその繁栄、という意識での国民的合意

日本の大国化に対するアジア諸国民の反発

昭和天皇の死去と代替わり儀式をめぐる保守勢力の対立

a、「開かれた皇室」推進派…戦前と戦後の断絶を強調／宗教色を抜き、諸外国・多数
國民から支持されるような代替わり儀式／象徴天皇像の純化

b、権威的象徴天皇派…日本の大國化の中心に天皇を／天皇のもつ権威と宗教性の復権
／明仁天皇批判

、グローバル化のなかでの天皇（1990～）

本格的な軍事大国化のなかで アメリカの圧力／日本の大企業の要請

a、「開かれた皇室」政策／アジア諸国に対する積極的謝罪／戦前と戦後の断絶性の強
調

b、天皇の権威崩壊に対する危機意識

高度経済成長期型の社会統合の危機のなかで／改めて国民統合の再建という課題

a、象徴天皇制強化論 女帝容認政策／皇室支持基盤を拡大することで社会統合回復の一助に

b、天皇による共同体再建論 天皇制や家族、地域などの共同体の再建による社会統合
の回復を／権威を維持するため、天皇は国民と同じであつてはいけない

2、天皇制をめぐる憲法論の原点としての「国体論争」

…「日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府」の樹立
を要請するポツダム宣言（12項）を受諾／日本國憲法「主権が國民に存する」（前文）天皇の地位は「主権の存する日本國民の総意に基く（1条）「天皇は、この憲法
の定める國事に関する行為のみを行ひ、國政に関する権能を有しない」（4条1項）
／國民主権主義と国体との関係は？

佐々木・和辻論争

・佐々木惣一：国体概念を「政治め様式より見た国体」と「精神的觀念より見た国体」
に区分／憲法が問題にするのは前者、「如何なる者がその國家統治権の總攬者であるか」／日本國憲法の成立により、国体は変更した

・和辻哲郎：天皇の意義にとって重要なことは、「統一の表現者」「日本國民統一の象徴」
であることで「統治権の總攬者」ではない／明治憲法と日本國憲法との間に天皇の
本質的意義にかわりはない

尾高・宮沢論争

- ・尾高朝雄：「国家の政治の在り方を最終的にきめるものが主権であるならば、主権はノモス（法の理念）にある」／天皇の統治も国民主権も、ノモスを政治の最高原理二とする点では異なる
- ・宮沢俊義：主権とは「国家の政治のあり方を最終的にきめる力」「国家における最高の意志」／意志であるかぎり主体が必要となり、天皇主権か国民主権かという「主権の所在」が問題／「ノモスの具体的な内容を最終的にきめるのは誰であるか」ポツダム宣言の受諾により国民主権主義を採用／ノモス主権論は、「（国民主権の採用による天皇主権の否定という）天皇制に与えられた致命的とも言うべき傷を包み、できるだけそれに昔ながらの外觀を求めるようとするホウタイの役割を演じようとするもの」
 - ・問題とする議論の土俵を異にしており、議論が噛み合わず
 - ・明治憲法の天皇制と日本国憲法の象徴天皇制、「連續」か「断絶」か？
 - ・近年、尾高説の見直し論も／問題にすべきことは、「誰の意思」かではなく「いかなる意思」か？
意思の主体を問うことなく、意思の中身を問うことは、意思の主体の問題を曖昧にする／国民主権原理によって、主権の所在が国民にあることを確認したうえで、意思の中身を問題にすべきでは？

3、天皇条項をめぐる、いくつかの憲法解釈問題

明治憲法の天皇制と象徴天皇制の連續性

- a、一定の連續性を容認する立場…明治憲法の天皇を全部廃止してしまう代わりに、そのもっていた役割のうちで国の象徴たる役割だけをのこしてしまおう／明治憲法が過剰に与えすぎた権能をそぎ括とし、天皇が歴史的に担ってきた役割に純化したという継続性を重視する理解
- b、断絶性を強調する立場…明治憲法とは原理を異にする日本国憲法に固有の天皇制を創設／過去にあった天皇の役割をいったん御破算にして、まったく新たな役割をもつ天皇を国家機関として創設したという断絶性を重視する理解
GHQが継続性を重視したという事実／正当性の根拠が、「神」から「国民の総意」／天皇制の改廃自体が国民の意志に基づく「断絶」と見るべきでは？

国民主権と象徴天皇制。解釈により調和させるか、それとも矛盾を明らかにするか？

…「世襲」とする天皇の地位は、公務就任にさいし国民意志の反映を要請する国民主権原理と相いれない／平等原則にも反する

a、矛盾を可能なかぎり、憲法原則に調和する形で解釈する立場…徹底的に天皇条項を基本原則に引きつけて「無化」し、なおかつその上で残る問題性を指摘して、制度の廃止を展望する解釈が、実践的には妥当（横田耕一） - 女帝禁止違憲論

b、制度の本質的矛盾を明らかにするため、突き放して解釈する立場…象徴天皇制のもつ本質的矛盾を見失わないことが重要（浦部法穂） - 女帝問題への沈黙

衆議院解散の実質的決定権の所在

…政治性が強いにもかかわらず、憲法上実質的決定権の所在が明らかでない

a、天皇の国事行為は、もともとは政治性をもつが内閣の「助言と承認」の結果、形式的・儀礼的となる 内閣の「助言と承認」には政治的決定権 内閣の自由な解散

権を認める（7条説）

b、天皇の国事行為は、そもそも形式的・儀礼的 内閣の「助言と承認」にも実質的決定権はない

b、衆議院による内閣不信任決議にともなう解散を規定した69条を根拠とし、衆議院による内閣不信任決議が可決したときのみ衆議院を解散することができる（69条説）

b、権力分立や議院内閣制といった、憲法の全体構造に根拠を求め、不信任決議とかかわりなく内閣の解散権を認める（制度説）

7条説と制度説は、内閣（首相）による解散の実質的決定権を認めるが、そのことはいつでも内閣が解散権行使できることを意味しない

政権党の党利党略や内閣の安定化のための解散は許されず、69条説を原則とし、69条の場合と同視できるような場合に限定すべきでは？

- 内閣の公約した重大案件が否決された場合 / 前の総選挙時に争点とならなかった重要な問題が生じたり重大な政策変更を行う場合

天皇の「公的行為」

…憲法所定の12の国事行為、登山などの私的行為（内廷費）以外に、国会開会式に参列しての「おことば」の朗読、国内巡回、国体や植樹祭の出席などの行為を行っている。これらは容認されるのか？

a、象徴的行為説…象徴としての地位に基づくものとして認められる

b、公人行為説…知事や市長などと同様、公人の地位に基づくものとして認められる

c、否定説…天皇が「権威づけ」の道具として利用された歴史を直視し、天皇についてだけは、憲法所定の行為以外には、公人（国家機関）としての行為を認めていな

い

皇位継承（女帝）問題

…「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」（皇室典範1条）/ 将来、皇位継承者いなくなる事態 / 憲法14条との関係

おわりに

- ・民主主義の成熟した社会において、果たして国民統合の「装置」は必要か？
- ・歴史、伝統など観念的なものが支配層に持ち出されることへの警戒感 / 国民統合、国民からの批判の防御「装置」 / 観念的なものと繋び付きやすい天皇
- ・国民主権原理・民主主義原理の徹底化こそ、最大の課題か？

【主要参考文献】

- ・渡辺治「戦後国民統合の変容と象徴天皇制」、歴史学研究会・日本史研究会編「日本史講座10巻・戦後日本論」（東京大学出版会、2005年）
- ・渋谷秀樹『憲法への招待』（岩波新書、2001年）